アマゾンジャパン合同会社から申請があった確約計画の認定について

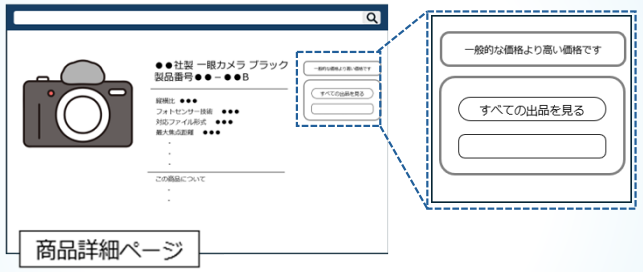
公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

公正取引委員会は、アマゾンジャパンによるアマゾンストアの下記①の仕組みを用いた行為が、独占禁止法第１９条（不公正な取引方法第１２項（拘束条件付取引））の規定に違反する疑いがあるとして審査を行ってきましたが、同社から申請のあった確約計画を認定しました（令和８年１１月１１日）。今後、同社において、確約計画に基づいて改善が図られることとなります。

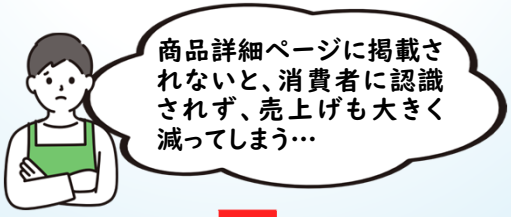
❶ これまでの仕組み

販売価格が「**競争力のある価格**」（他のECサイトの最安値）以下でない出品については、商品詳細ページに価格や配送条件などの出品情報が掲載されない。

また、全ての出品者の販売価格が「競争力のある価格」よりも高い場合、商品詳細ページにはどの出品者の出品情報も掲載されない。



※画像はイメージであり、実際の表示と異なります。



出品者はアマゾンストアの販売価格を「競争力のある価格」以下にせざるを得ない。

❷ 競争への影響

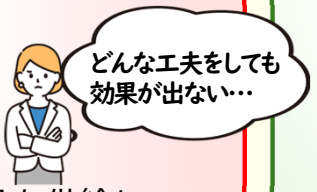
①の仕組みにより、次のような問題が生じるおそれがある。

a.出品者の自由な価格設定の制限

✓出品者は「競争力のある価格」以下の価格で販売せざるを得ない。また、当該価格で販売した場合には利益が得られないような場合もある。

b.他のECサイトが競争手段を奪われる・競争上不利になる

✓①の仕組みは、アマゾンジャパンの負担によらず、アマゾンストアの価格を他のECサイトの価格以下に下げる効果を有するものであるため、他のECサイトは、手数料の引下げ、ポイントの負担、セールの実施などの工夫をしても、消費者を獲得しにくくなる。

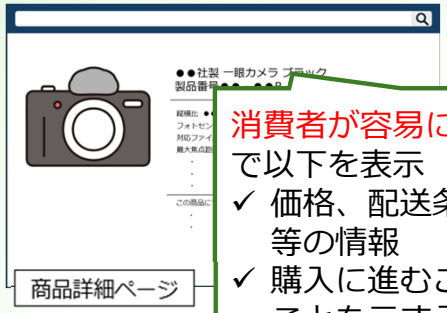


✓他のECサイトに同一商品を供給しているアマゾンストアの出品者が、「競争力のある価格」が上がることを期待して値上げ要請や供給停止を行うことにより、他のECサイトは価格や品ぞろえの面で競争上不利となる。

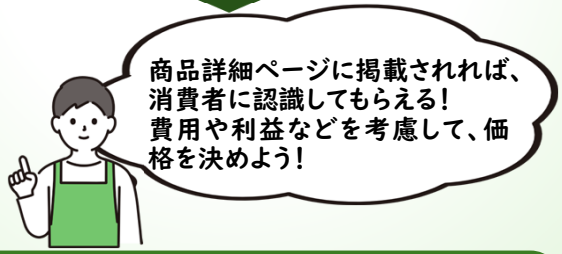


❸ 確約計画の実施でこう変わる

販売価格が「競争力のある価格」以下でなくても、アマゾンストア内で最も低い商品の出品情報等が商品詳細ページに掲載される。



※画像はイメージであり、実際の表示と異なります。



確約計画では、このほか、
- 出品者や消費者への案内
- 監査などのコンプライアンス体制の整備
- 第三者による履行状況の監視や公取委への定期報告　　などを実施

期待される効果



出品者は自らの判断で価格を設定できる。



他のECサイトは、価格引下げやポイント還元、セール等をより積極的に展開できるようになる。



消費者は、ECサイト間の公正な競争を通じて、価格面を含めより良いサービスを享受できる。